時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千六百九十九號
明治廿三年六月廿八日　土曜日
舊暦庚寅五月十二日（庚、辰）
日　出午前四時二十八分　入午後七時十九分
月　出午後二時二十六分　入午前一時十四分
滿潮　午前零時三十二分　午後一時零四分
（西暦一千八百九十年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價總
郵税廣告料ハ左ノ如シ
一枚三錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三
圓○一箇年前金六圓
◎郵便切手代用ハ一割増ニテ通用スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一
箇月十五錢ノ郵税料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報號外の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便切手の代價を申受く可し

時事新報

民業保護の方法（續）

民業を保護するは可なりと雖も直接に其資本を下付するは危し宜しく利益を補充するの方法を用ふべしとは前號に於て既に讀者の意を得たる所あり然るに我が政府にては如何なる故にや曩に日本製茶會社に二十萬圓を保護し今また同伸會社に四十萬圓を下付せんとて詮議中なりと聞く抑も製茶會社の目的は米國に向て販路を擴張すると共に露國に新販路を開かんと欲するもの、由にて固より見込も充分に確かならず假令へ後來に見込ありても新開の當初は自然損失あるを免れざれば政府の保護なくして自立するを能はずと云ふ所より政府にては此貿易品を見捨つるに忍びずして採みそ愚輿の沙汰あるに至りしとのみとなれば定めて相應の理由もあらん其當否は暫く別事として之を保護したるは如何なる方法によりしものなるや總額五十萬圓の資本中二十萬圓は會社にて負擔し二十萬圓は其筋の保護に依ると云へば其筋は二十萬圓の資本を保護したるものと見て敢て差支なかるべし會社は如何に誠實にして又業務に勉勵すと雖も前日の紙上に陳べたる如く資本保護の法は元來危險の性質を帶ぶるものなれば偶々結果の完美あるとあるも是れは唯意外の僥倖と視做すべきものにして我輩は眼中に製茶會社を見ず兎も角も保護の方法として賛成の意を表するみと能はざる者なり鄙見を以てすれば會社の資本には一毫も倣さずして茶の原價と運送費と利息とを計算し總計百斤三十圓ならば内幾分かの比例を定め輸出斤高に應じて其損失を補充し若しも輸出先にて賣捌すると能はずして再び本國へ持歸るときは補充金を返納せしむる樣の仕組とも爲したらば稍や妥當ならん歟と思はるれども今は既に前日に屬せり是れより同伸會社の保護を吟味して其未だ決定せられざるに先だち聊か當局者の參考に供せんと欲す

同伸會社が生絲直輸出に從事したる經驗及び直輸出の大切なる所以は是日の本紙上に生絲直輸出論と題し掲載したる通りにして誠に本氣に我が貿易の運命を考へ直輸出の事業を今より中絶せしむべきや否やと云はゞ何人と雖も之を廢止せざるや勿論なるべし然る に同會社は從來年々政府の爲替金何十萬圓を借用して爲替取組の便利を得たりしに今年に至りて約束の期限も切れ又政府にても財政を整理するとありて延期の沙汰も覺束なく所詮自立して業を營むの外なき場合に至りたれども如何にせん日本の金利は高く米國は安し高利の金を以て低利の金を使用する商人と競爭するみと能はざれば彼の商人と同樣に低利の資本を使用せんが爲め政府より四十萬圓を一時に下付せられ之を米國の銀行に預けて信用の基本となし彼地にありて低利の金を融通せんとするに在り蓋し同伸會社は横濱にあるが故に其信用は移して米國の金融社會に及ぼすみと能はざればなり成程金利の高低は是非もなきみとにして國家百年の利益の爲めに斯る寛大なる資金を給するは政府の外他に求む可らざれども左ればとて四十萬圓の資本を即時に下付すべしとは是れ豈充分に保護の方法を研究したるものと云ふ可けんや我輩が曩に生絲直輸出論中に於て永遠の爲めに此業を保護せざる可らずと論じたるにも拘はらず政府は適當の方法を以て生絲直輸の道を斷絶せざらんみとを希望すと述べたる所以は竊に其方法に關心する所ありしを以てあり抑も同伸會社の訴ふる所は金利高低の關係により四十萬圓の資本を得るはと能はずと云ふに外ならず資本ぶにあらば素より苦慮するに及はざる次第なれば政府の今日に務むべきは直接に其資本を下付するに非ずして民間の資本をして速に米國に向はしむるの方法を講ずべきのみ即ち日本にては一割以上の利息を見るに非ざれば滿足すると能はざるに同伸會社の事業は五六分のみに止まるとせば政府は其足らざる分を保證するの約束を定め會社をして四十萬圓の資本を民間に募るの道を得せしめ商賣上の損益利害は都て會社の自治に一任するの外なかる可し斯の如くすれば政府は唯數年の間、毎年二三萬圓の金を投して米國に生絲直輸の運命を維持して以て國益百年の根本を固くするに足る可し故に我輩は直輸の道を斷たざらんとを斷ると共に保護の方法に付ては飽までも注意を加へ其目的を誤らせざらんとを希望する者なり　（完）

官報

朕内務省官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
　御名　御璽
　明治廿三年六月廿六日
　　　　　　内閣總理大臣伯爵山縣有朋
　　　　　　内務大臣伯爵西郷從道
勅令第百八號
　　内務省官制
第一條　内務大臣ハ地方行政、議員撰擧、警察、監獄、土木、衛生、地理、氣象、社寺、出版、版權、戸籍、賑恤及救濟ニ關スル事務ヲ管理シ中央衛生會警視總監及地方官ヲ監督ス○第二條　内務省ニ總務局ヲ置ク○第三條　内務省專任參事官ハ六人專任書記官ハ二人ヲ以テ定員トス○第四條　内務省參事官ハ通則ニ掲クル職務ノ外監獄巡閲ノ事ヲ掌ル○第五條　内務省ニ左ノ諸局ヲ置ク「縣治局」「警保局」「土木局」「衛生局」「地理局」「社寺局」「圖書局」「會計局」○第六條　縣治局長警保局長及土木局長ハ勅任二等又ハ奏任二等以上トシ衛生局長地理局長社寺局長圖書局長及會計局長ハ奏任一等以下三等以上トス○第七條　縣治局警保局土木局及會計局ニ局次長ヲ置ク○第八條　縣治局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」一　議員撰擧ニ關スル事項」二　府縣會、府縣經濟其他總テ府縣行政ニ關スル事項」三　郡區會、郡ノ經濟其他總テ郡區行政ニ關スル事項」四　市會町村會及市町村經濟其他總テ市町村行政ニ關スル事項」五　府縣費ニ關スル事項」六　賑恤及救濟ニ關スル事項」七　府縣立以下ノ賞院、盲啞院、瘋癲院、育兒院其他慈惠ノ用ニ供スル營造物ニ關スル事項」八　徴兵及徴發ニ關スル事項」九　地方行政事務ニシテ他ノ主管ニ屬セサル事項○第九條　警保局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」一　行政警察ニ關スル事項」二　高等警察ニ關スル事項」三　監獄ニ關スル事項」四　假出獄及監視假免ニ關スル事項○第十條　土木局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」一　本省直轄ノ土木工事ニ關スル事項」二　府縣經營ノ土木工事ノ監督ニ關スル事項」三　河港道路其他公共ノ土木工事ニ關スル事項」四　直轄工費及府縣工費ノ補助ニ關スル事項○第十一條　衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」一　傳染病及地方病ノ豫防、種痘其他總テ公衆衛生ニ關スル事項」二　檢疫停船ニ關スル事項」三　醫師及藥劑師ノ業務並藥品賣藥取締ニ關スル事項」四　地方衛生工事ノ監督ニ關スル事項」五　地方衛生會及地方病院ニ關スル事項○第十二條　地理局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」一　官有地區分並管理ニ關スル事項」二　土地收用ニ關スル事項」三　地所名所並地種變換ニ關スル事項」四　水面埋立ニ關スル事項」五　氣象ニ關スル事項○第十三條　社寺局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」一　神宮、官國幣社、招魂社並神社社格及古社寺保存ニ關スル事項」二　神佛各派ノ教規、宗制並神職僧侶教師ノ身分、社寺其他宗教ノ用ニ供スル堂宇ノ存廢其他總テ宗教ニ關スル事項○第十四條　圖書局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」一　圖書出版及版權登録ニ關スル事項」二　圖書保存ニ關スル事項」三　戸口及民籍ニ關スル事項」四　褒賞ニ關スル事項○第十五條　會計局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」一　本省及所轄豫算決算省中ノ會計事務及所轄ノ地所建物ニ關スル事項」二　神社費及本省所轄ニ屬スル府縣等ノ豫算決算ニ關スル事項○第十六條　内務省ニ技師十二人技手二十九人ヲ置ク○第十七條　内務省試補ハ十八人ヲ以テ定員トス○第十八條　内務省ニ技師試補十六人ヲ置ク○第十九條　内務省屬ハ三百四十九人ヲ以テ定員トス

○大藏省告示第三十號
東京第三十三國立銀行函館支店ノ儀明治二十三年六月三十日ヲ以テ閉鎖ス
　明治廿三年六月廿七日
　　　　　　大藏大臣伯爵松方正義

○支廳設置　宮内省に於ては昨二十六日御料局札幌支廳を設置し其位置及管轄區域を左の通定めたり
　札幌支廳
　位置　北海道石狩國札幌
　管轄　北海道廳管内　渡島國　後志國　膽振國　石狩國　十勝國　天鹽國　釧路國　北見國　根室國

雜報

○山田邸の行幸　昔時藤原氏が攝關の重職を占めたる時代に當りては其邸第へ天子の行幸在らせ給ひたるは前後其數多かりしならんが武門の世となりては足利義滿義教の室町の第に行幸ありし以來正親町天皇が豐臣秀吉の聚樂の第に行幸ありしに止まるもの、如く是は足利氏、豐臣氏の邸第は近く輦下にありて鎌倉の源氏、江戸の徳川氏が京都を距る百里外の地に遠隔せし類にあらざればなり斯く八百年近き長の年月に於て僅か三度の行幸に過ぎざるものなれば武門の棟梁たる征夷大將軍、文官の總理たる關白其人の身に取りて無上の面目たるは勿論のみとあらんが之より遡りて藤氏の第に又之より降りて維新後於大臣の邸に行幸の度を編入すれば其數極めて多かるべく併し其盛大の點に至りては聚樂の行幸に及ぶもの前後絶へて觀ざる所なり今其盛